

福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)及び福井県空き家対策支援事業補助金交付要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、福井市住宅基本計画に基づき、親世帯や子世帯と離れて暮らす世帯で、新たに多世帯で近居をしようとする世帯に対して、中古住宅の取得に係る経費の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図りながら、多世帯での近居を推進し、ふくらしい魅力的な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世帯近居 住民票の異動を伴う転居をする世帯と直系尊属又は直系卑属(直系卑属の単独世帯は除く。)の世帯が、複数の世帯で市内の同一小学校区内に別に居住することをいう。
- (2) 直系卑属の単独世帯 子や孫からなる、構成人数が1人の世帯をいう。
- (3) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- (4) 中古住宅 建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、または居住の用に供されたことがある一戸建て住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。)をいう。
- (5) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第

81条の規定により策定した福井市立地適正化計画で位置づける居住誘導区域をいう。

(6) こども3人以上世帯 18歳になった日の属する年度の3月31日までの子が3人以上いる世帯をいう。

(7) 新耐震住宅 昭和56年6月1日以降に着工された一戸建て住宅（併用住宅で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。）をいう。

(8) 旧耐震住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅（併用住宅で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。）をいう。

(9) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づいて行う耐震診断をいう。

(10) 耐震診断（伝統耐震診断法） 地盤と建物の固有周期、共振性能係数及び最大振幅応答倍率を計測し、解析して行う耐震診断をいう。

(11) 診断評点 耐震診断により算出される上部構造評点をいう。

(12) 評価指数 耐震診断（伝統耐震診断法）により算出される動的耐震性能評価指数をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、近居予定者と別の小学校区に暮らす者で、新たに多世帯近居するために、中古住宅を取得し、この住宅に居住する者とする。

2 補助対象者は、第5条に規定する補助対象住宅を取得後、10年以上居住する見込みがある者でなければならない。

3 補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

(1) 過去に、この要綱による補助金を受けたことのある者

- (2) 補助金の交付の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者
- (3) 市町村税の滞納のある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が不相当と認める者

4 前各項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる者1名を補助対象者とする。

（補助対象住宅）

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の全てに該当する住宅とする。

- (1) 宅地建物取引業者が仲介する住宅又は売り主となる住宅
- (2) 売買契約により購入する中古住宅（相続又は贈与による住宅取得及び2親等以内の親族間の売買を除く。）
- (3) 実績報告時まで、所有権を移転している住宅
- (4) 旧耐震住宅であって、福井市建築指導課が実施する福井市木造住宅耐震診断等促進事業の対象となる場合は、実績報告時まで耐震診断が実施されている住宅又は実施時期が確認できる住宅

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の購入に要する費用とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額のうち最小の額（1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 補助対象経費に相当する額

(2) 別表 1 に掲げる額

2 補助金の交付は、一の住宅につき 1 回とする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象住宅の購入に係る売買契約の前に、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に別表 2 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 9 条 市長は、規則第 4 条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(着手、変更及び取下げ)

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定通知があった日から 3 月以内に補助対象住宅の購入に係る売買契約を締結するものとし、当該通知日の属する年度の 3 月 31 日までに、補助対象住宅の引渡を受け多世帯近居を開始しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容又は補助金の額に変更(軽微な変更を除く。)が生じる場合は、変更に係る売買契約の前(旧耐震住宅について、別表 1 に掲げる新耐震住宅の区分に該当することとなった場合は、完了実績報告書の提出の前)に、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付変更申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

4 補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取り下げ場合は、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付申請取下げ届(様式

第4号)を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象住宅を取得し多世帯近居を開始したときは、規則第11条の規定により、当該通知日の属する年度の3月31日までに、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業完了実績報告書(様式第5号)に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 交付決定通知があった日から3月以内に売買契約を締結しないとき。
- (4) 完了実績報告書を第11条に規定する日までに提出しないとき。
- (5) 補助金の交付の決定を受けた者又は補助対象住宅について、市長が

この要綱の目的に反することがあると認めるとき。

(6) 取下げ届を受理したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(個人情報の利用目的)

第15条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 7 条 関 係）

補 助 金 の 額

補 助 対 象 住 宅 の 耐 震 性	補 助 金 の 額	
	居 住 誘 導 区 域 内	居 住 誘 導 区 域 外
新耐震住宅（旧耐震住宅のうち、耐震診断の結果、診断評点が 1.0以上若しくは評価指数が30以下又はこれと同等の耐震性が 認められるものを含む。以下同じ。）	60万円	30万円
旧耐震住宅	20万円	10万円

補 助 金 の 額 に 加 算 す る 額

補 助 対 象 住 宅 の 要 件		加 算 額	
		居 住 誘 導 区 域 内	居 住 誘 導 区 域 外
新耐震住宅	こども3人以上世帯が居住する住宅の場合	30万円 加算	—
旧耐震住宅	こども3人以上世帯が居住する住宅の場合	30万円 加算	—

※ただし、補助金の額は、補助対象経費に相当する額（1,000円未
満切捨て）を上限とする。

別表 2（第 8 条関係） 申請書に添付する関係書類

- (1) 多世帯近居中古住宅取得概要書
- (2) 売買価格の分かるもの
- (3) 中古住宅の写真（住宅全体）
- (4) 図面（付近見取図、平面図）
- (5) 中古住宅であることが分かるもの（登記事項全部証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、課税明細書等）
- (6) 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工されたことが分かるもの（新築時の確認済証など）（新耐震住宅に該当する場合）
- (7) 耐震診断の結果など（旧耐震住宅のうち、別表 bbee1 に掲げる新耐震住宅の区分に該当する住宅の場合）
- (8) 申請者世帯及び近居世帯の関係を示すもの（戸籍謄本、婚約証明書等）
- (9) 申請者世帯及び近居世帯の住民票
- (10) 申請者世帯及び近居世帯の市町村税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）
- (11) その他市長が必要と認める書類

別表 3（第 11 条関係） 完了実績報告書に添付する関係書類

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象住宅に転居した者の住民票
- (4) 登記事項全部証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書
- (5) 耐震診断の結果など（第 5 条第 4 号に該当する場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類